

別紙 1

大町町避難行動要支援者支援システム  
仕 様 書

大町町

## 1 業務名称

大町町避難行動要支援者支援システム導入業務

## 2 業務の目的

平成 25 年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう定められ、平成 25 年 8 月内閣府(防災担当)から「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示された。地域の特性や実情を踏まえつつ、災害発生時に一人でも多くの避難行動要支援者の生命と身体を守るという重要な目標を達成するため、上記取組指針を活用しつつ、避難行動要支援名簿の運用業務に適したシステムの開発を行うことで、利便性の向上及び事務の効率化を図ることを目的とする。

## 3 納期及び納品場所

「大町町避難行動要支援者支援システム」の納期は、平成 31 年 3 月 11 日とする。  
納品場所は、大町町役場総務課及び福祉課とする。

## 4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

## 5 システム概要

- (1) 要支援者台帳、地域支援者、避難所情報などを一元管理できるシステムとする。
- (2) システム運用方式はスタンドアロン方式とするが、将来的にネットワーク方式での運用になった際にも対応できる拡張性をもった構成とする。
- (3) 導入より 5 年間は適切な保守体制が確保できるシステム構成とする。
- (4) 約 7 千件の住民基本台帳データを取込んだ場合でもストレスなく動作するシステム構成とする。
- (5) 機器およびシステムについて専門的な知識がない職員であっても、講習・マニュアル等により遅滞なく操作できるシステムとする。
- (6) 高度な個人情報扱う性格上セキュリティを考慮したシステム構成とする。

## 6 システムの基本要件

### (1) ハードウェア

新規ハードウェアについては、導入後最低 5 年間は十分なレスポンスが得られる構成を想定し、導入実績のある安定性、信頼性、保守性に優れた機器を提案すること。また、職員にとっても、操作性の優れたものを提案すること。なお、以下の構成については参考とし、稼動後著しくレスポンスが悪化する場合は、受託者の責任負担においてハードウェアの増強等を行うこととする。

① 新規導入ハードウェア

- ・形状：ノート型パソコン（2台）
- ・Office製品：Microsoft office personal 2016
- ・CPU：Intel Core i5-4310M(2.30GHz)以上
- ・メインメモリ：8GB以上
- ・OS：Windows 10 Pro 64bit
- ・液晶ディスプレイ：15.6型TF Tカラー以上（解像度1366×768以上）
- ・ハードディスク：内蔵1TB以上
- ・通信：有線LAN内蔵(1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 準拠) ×1以上
- ・キーボード：テンキー付（JIS配列準拠）
- ・マウス：マウス添付（レーザー式）
- ・リカバリーメディア：Windows10Pro
- ・保証：5年間保証

(2)ソフトウェア

①避難行動要支援者支援システム

数量：1式（地図利用端末2台）

②ゼンリン社製 Zmap-TOWNⅡ 大町町版

数量：2ライセンス

③ウイルス対策ソフト

数量：パソコン用ライセンス（新規1年、更新4年）2ライセンス

④その他、システム稼働に必要なミドルウェア等

※導入するシステムについては、別紙2「システム機能要件一覧表」を参照すること。

(3)地理情報システム（GIS）

本事業では、支援の対象となる方の所在を特定する必要があること、また、民生委員や地域支援者が主に地図を活用することになるため、本システムと連携する地理情報システムは、ゼンリン社の電子住宅地図「Zmap-TOWNⅡ」を採用すること。

(4)データ移行

①本町が保持する避難行動要支援者の基本情報をすべて移行すること。

②本町が保有する高齢福祉サービスの基本情報を可能な限り移行すること。

③避難場所、民生委員及び自治会等のマスタ情報をすべて移行すること。

④データの取り扱いには十分注意し、効率的かつ確実に移行を行うこと。

なお、本事業に係るデータ（紙、電子記録媒体問わず）の庁外持ち出しは一切認めない。

(5)データ連携

①定期的に、本町の住民基本情報システムから抽出したCSVデータによる住民票コード、氏名、性別、生年月日、住所等を取り込み、本システム内

の名簿情報を更新することができること。

- ⑤定期的に、本町の介護認定情報、障がい者情報等の福祉関連事業システムから抽出した CSV データを取り込み、情報更新ができる仕組みを有すること。
- ③取り込むデータを、対象者の情報更新として利用するだけでなく、本町の避難行動要支援者要件に該当する方々を、自動的に名簿登載者として抽出できる仕組みを有すること。

連携項目	システム名	請負業者
住民基本台帳情報	アクロシティ	行政システム九州株式会社
介護保険情報	MCWEL 介護保険システム	富士通株式会社
障がい者情報	アクロシティフクシ	行政システム九州株式会社

- ・各システムから、避難行動要支援者支援システムに反映された情報については、異動情報の帳票出力ができること。

#### (6)安全対策

##### ① アクセス権の設定

- a. 職員の認証はユーザ ID およびパスワードの組み合わせを基本とし、更に 2 段階認証方式とすること。
- b. 職員権限の設定により、権限を付与された職員が与えられた範囲のみ操作できるように、不正なアクセス等からデータ保護を図ること。
- c. 安易に第三者が情報の閲覧や印刷などができないようなセキュリティの確保をすること。また、通常業務においても過去の検索結果やデータ閲覧などの履歴が常時表示されること。
- d. パスワードを定期的に変更できる仕組みをつくること。

##### ② データ保護対策

- a. 各業務のデータについては、バックアップの仕組みを構築すること。

##### ③ ウイルス対策

- a. ウイルス対策ソフトを提案すること。なお、インターネット接続がない環境でも最新定義ファイルの更新ができること。

#### (7)システム構築にあたっての注意事項

##### ① スケジュールについて

- a. 早急かつ円滑な稼動を考慮したスケジュールを計画すること。(契約締結から平成 31 年 3 月 11 日納品まで)

#### (8)運用時の条件

##### ① システム保守及び運用

- a. システムの保守及び運用や、トラブル発生時の対応については、システムが安定稼動するように体制を整え、ハードウェア、ソフトウェア等を含めトータルでの保守を行うこと。

#### b. 職員研修

システム構築決定業者は、操作研修を実施し、システムが円滑に運用できるように指導を行うこと。

#### (9) その他

本システムの次期ソフトウェア・機器の導入に際して、システム及びデータの移行支援（データ出力等）を行うこと。

### 7 納品

#### (1) 納品物

業務完了後、履行期限までに下記の書類等を提出すること。「電子媒体」と書かれたものは、文書データを CD-R などの電子媒体 1 枚にまとめて保存の上、納品すること。

- ① 目的物引渡書（1 部）
- ② 業務完了届書（1 部）
- ③ 実績報告書（1 部）
- ④ 操作マニュアル（1 部：電子媒体、紙媒体）

### 8 納品物検査

- (1) 本委託業務で調達するシステム及び機器等は、事業を継続的に行うために、本町が要求する機能および性能を実装している必要があるため、納品物検査を本町職員立ち会いのもと、本稼働前に実施する。
- (2) 本委託業務契約締結後、すみやかに受託者は本町職員に対して、本仕様書および別紙 2 システム機能要件一覧表に記載された必須機能および性能が実装されていることを、システム上で説明し、証明すること。その際、実装がないと指摘されたものについては、納品物検査までに実装を済ませること。
- (3) 本町契約規則を含む法令等に違反した場合や、納品物検査時に、本仕様書及び別紙 2 システム機能要件一覧表で求める必須機能や性能が実装されていない場合等の事実が判明した場合、契約相手方としての資格を喪失するものとする。また、受託者の責めに帰すべき事由によって本町に損害等が発生した場合、受託者はその賠償責任を負うこととする。

### 9 受託者の責務

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、適切な知識と経験を有する者を配置し、的確かつ迅速に履行するよう努めること。
- (2) 受託者は、委託契約締結後速やかに導入計画書を提出して町の承認を受けるとともに、受託期間中においては適正な工程管理を行い、町から進捗状況の報告を請求された場合は、速やかに報告すること。なお、当該計画書の内容は町と受託者の協議により変更することができるものとする。

- (3) 受託者は、委託業務の遂行について業務遂行責任者を定め、町に通知すること。なお、業務遂行責任者を変更した場合も同様とする。
- (4) 町から提供を受けた資料等は、本業務以外に使用してはならない。  
ただし、第三者に提供する場合で、あらかじめ町の承諾を得たものについてはこの限りではない。
- (5) 受託者は、大町町個人情報保護条例(平成 17 年 12 月 26 日 大町町条例第 33 号)を遵守するほか、個人情報保護対策を施した管理下で業務を行うこと。また、業務終了後も含め、個人情報その他業務上知り得た内容を第三者に漏らし、または公表してはならない。

#### 10 特記事項

本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、原則として町の指示に従うものとし、必要に応じて町及び委託業者の双方で協議するものとする。